

「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」の一部改正について

平成 21 年 11 月 17 日
(下線部分変更)

新	旧
(取引時間帯) 第 31 条 会員がグリーンシート銘柄等の店頭取引を行うことができる時間は、午前 9 時 00 分から午後 3 時 00 分まで（休業日を除く。）とする。 付 則 この改正は、平成21年12月30日から施行する。	(取引時間帯) 第 31 条 会員がグリーンシート銘柄等の店頭取引を行うことができる時間は、午前 9 時 00 分から午後 3 時 00 分まで（休業日を除く。）とする。<u>ただし、半休日においては、午前 9 時 00 分から午前 11 時 00 分までとする。</u>